変更前 変更後

第1条 適用

(省略)

なお、料金メニュー約款に定める基本料金、電力量料金、割引額、なお、料金メニュー約款に定める基本料金、電力量料金、割引額、 燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費 燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費 税および地方消費税相当額を含みます。

第4条 契約種別

- 選択メニュー【エネアークでんき従量電灯 B】
- $(1)\sim(3)$ (中略)
- (4) 電気料金

生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力 生可能エネルギー発電促進賦課金のそれぞれから消費税相当額 量料金は、別紙3(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃|を除いた金額の合計(基本料金の割引が適用される場合は、消費 料価格が別紙 3 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) |税相当額を除いた基本料金から消費税相当額を除いた割引額を に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業|割引くものとします。) に対し、消費税相当額を加えることで算定 |者ごとに定める X 円(以下単に「X 円」といいます。)を下回る場|するものとします。合計とします。ただし、電力量料金から消費 合は、別紙 3 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額 税相当額を除いた金額は、別紙 3 (燃料費調整) 1. (1)によって算 を差し引いたものとし、別紙 3 (燃料費調整) 1. (1) によって算定 定された平均燃料価格が別紙 3 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整 された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、別紙 3 (燃料費調整) 単価算出係数等) に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする 3. によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

第1条 適用

(省略)

税および地方消費税相当額(以下「消費税相当額」といいます。) を含みます。

第 4 条 契約種別

- 1. 選択メニュー【エネアークでんき従量電灯 B】
- $(1)\sim(3)$ (中略)
- (4) 電気料金

(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再 一般送配電事業者ごとに定めるX円(以下単に「X円」といいま

(a) 基本料金

|基本料金は、本約款 13(料金の算定および算定期間)に定める算|費調整額に消費税等相当額を除いた金額を差し引いたものとし、 定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電 別紙3(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX 気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 30 アンペア	737円01銭
契約電流 40 アンペア	982円68銭
契約電流 50 アンペア	1,228円35銭
契約電流 60 アンペア	1,474円02銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時に	22 円 24 銭
つき	
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時	25 円 30 銭
までの 1 キロワット時につき	
上記超過1キロワット時につき	25 円 50 銭

す。)を下回る場合は、以下に定める電力量料金に消費税相当額を 除いた金額から別紙3(燃料費調整)3.によって算定された燃料 円を上回る場合は、以下に定める電力量料金に消費税相当額を除 いた金額から別紙 3(燃料費調整)3. によって算定された燃料費 調整額に消費税等相当額を除いた金額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款13(料金の算定および算定期間)に定める算 定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電 気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 30 アンペア	812 円 19 銭
契約電流 40 アンペア	1,082円92銭
契約電流 50 アンペア	1,353円65銭
契約電流 60 アンペア	1,624円38銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

- 2. 選択メニュー【エネアークでんき従量電灯 C】
- $(1) \sim (3)$ (中略)
- (4) 電気料金
- 1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 2 1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再 算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 3 (燃料費 引くものとします。) に対し、消費税相当額を加えることで算定す 調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場 合は、別紙3(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額 を加えたものとします。

(a) 基本料金

気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時に	22円09銭
つき	
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時	25 円 12 銭
までの1キロワット時につき	
上記超過 1 キロワット時につき	25 円 33 銭

- 2. 選択メニュー【エネアークでんき従量電灯 C】
- (1) \sim (3) (中略)
- (4) 電気料金

(再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再 生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力生可能エネルギー発電促進賦課金それぞれから消費税相当額を 量料金は、別紙3(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃|除いた金額の合計(基本料金の割引が適用される場合は、消費税 料価格が X 円を下回る場合は、別紙 3 (燃料費調整) 3. によって 相当額を除いた基本料金から消費税相当額を除いた割引額を割 るものとします。ただし、電力量料金から消費税相当額を除いた 金額は、別紙3(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料 価格がX円を下回る場合は、以下に定める電力量料金に消費税相 当額を除いた金額から別紙3(燃料費調整)3.によって算定され た燃料費調整額に消費税等相当額を除いた金額を差し引いたも 基本料金は、本約款 13(料金の算定および算定期間)に定める算 のとし、別紙 3(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料 定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電|価格がX円を上回る場合は、以下に定める電力量料金に消費税相 当額を除いた金額から別紙3(燃料費調整)3.によって算定され

契約容量6キロボルトアンペア	1,474円02銭
上記超過契約容量 1 キロボルトアンペア	245 円 67 銭
につき	

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時に	22 円 24 銭
つき	
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時	25 円 30 銭
までの1キロワット時につき	
上記超過1キロワット時につき	25円50銭

附則

この料金メニュー約款の実施時期

この料金メニュー約款は、2023年5月1日より実施します。

た燃料費調整額に消費税等相当額を除いた金額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款 13 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量6キロボルトアンペア	1,624円38銭
上記超過契約容量1キロボルト	270 円 73 銭
アンペアにつき	

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時	22 円 09 銭
につき	
120 キロワット時をこえ 300 キロワット	25 円 12 銭
時までの1キロワット時につき	
上記超過1キロワット時につき	25 円 33 銭

附則

この料金メニュー約款の実施時期

この料金メニュー約款は、2024年6月1日より実施します。